

防府市規則等で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する
要綱

平成 8 年 2 月 20 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市規則等（市長が定める規則及び訓令をいう。）で定める様式のうち、市長が収受する文書に係るものであって、敬称を「殿」と定めているものにおける敬称の取扱いの特例を定めるものとする。

(敬称の取扱いの特例)

第 2 条 市長が収受する文書にあって、様式中「防府市長 殿」とあるのは「(宛先) 防府市長」と読み替えて適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際防府市規則等の規定により作成されている印刷物で、現に存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際防府市規則等の規定により作成されている印刷物で、現に存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。